平成24年度 障がい者虐待防止対策支援事業の現状について

1 障がい害者虐待防止対策支援事業

平成24年10月、「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する 法律」が施行された。(以下「障害者虐待防止法」と表記)

同法の円滑な施行を図り、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応とその後の適切な支援を行うため、地域における関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図るため、以下の事業を実施した。

(1) 障害者虐待防止法第32条に規定する市虐待防止センター業務を障害者相談支援推進センター及び相談支援事業者に委託した。

なお障害者相談支援推進センターについては、24時間365日の相談体制となっている。

虐待防止センター業務

〇障がい者虐待に係る通報又は届出の受理

- ○養護者による虐待防止及び虐待を受けた障がい者の保護のため の相談・指導・助言
- ○障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報 その他啓発活動
- (2) 障がい者虐待防止に係るスキームを提示し、障害者相談支援推進センター、相談支援事業所及び各区福祉事務所等関係機関との連携・支援体制の整備に努めた。
- (3) 普及啓発パンフレットを作成し、平成25年1月から2月かけて関係機関等に配布 した。(相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、市医師会、警察、市障害福祉関係窓 口) ※作成部数 5,000部
- (4) 平成25年3月 障害福祉サービス事業者説明会において障がい者虐待防止対策について説明、周知を図った。 ※説明会参加者 151名

2 虐待件数等の実績

法律が施行された平成24年10月1日から平成25年3月31日までの相談・通報・届出件数は34件である。そのうち障がい者虐待案件として関係機関を招集したケース会議等において援助方針を決定、対応した件数は11件で全体の約32%であった。

※ 障害者虐待防止法における語句の定義は下記のとおりである。

定義

「障がい者」とは

障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者をいう。身体障害者手帳等障害者手帳を交付されている者に限らず、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障がいがある者をいう。

「障がい者虐待」とは

〇養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による障が い者虐待をいう。

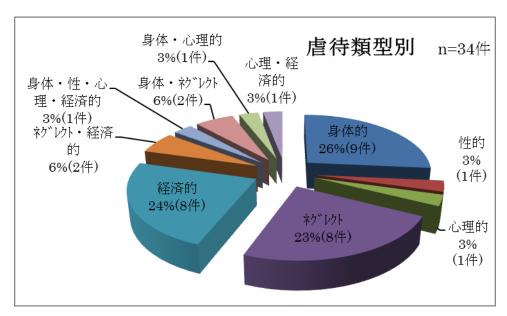
養護者による虐待	世話をしている家族、親族、同居人などによる虐待
福祉施設従事者等による虐待	通所・入所施設等サービス従事者などによる虐待
使用者による虐待	使用者(雇用主や職員)などによる虐待

〇身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待の5類型をいう。

身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じ得る恐れがある暴行を加え、
	又は正当な理由なく身体を拘束すること
性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること、又は障がい者をしてわいせつな
	行為をさせること
心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言、拒絶的な対応又は不当な差別的言動その
	他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
ネグレクト	<養護者、使用者の場合>
	障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の
	同居人による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待の放置等養護を著しく
	怠ること
	<福祉施設従事者の場合>
	障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、当該施設を利
	用する他の障がい者による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待の放置、
	他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
経済的虐待	障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財
	産上の利益を得ること

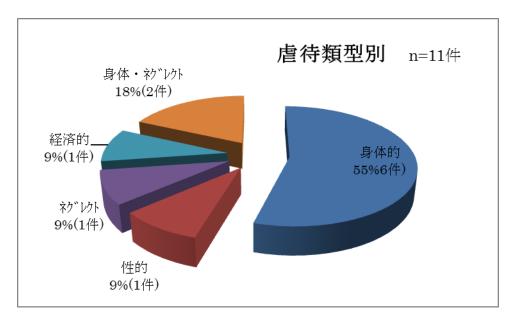
(1) 相談・通報・届出件数の実績(虐待類型別)

障がい者虐待として相談・通報・届出のあったケースについて、それぞれの類型に着目すると、図1のとおり、半年間の傾向としては身体的虐待、ネグレクト、経済的虐待が全体のほぼ3分の1ずつの割合を占めている。 (図1)



(2) 虐待対応案件の実績(虐待類型別)

障がい者虐待として相談・通報・届出のあったケースのうち、虐待案件として対応 したケースでは、図2のとおり、身体的虐待が半数を占め、次いで身体的虐待と初い トが重複したケースとなっている。 (図2)



(3) 虐待者別の実績

(図3)

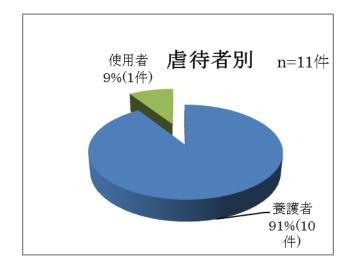
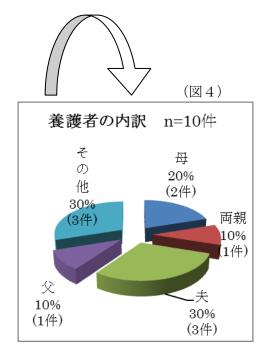


図3のとおり虐待案件として対応したケースのほとんどが「養護者による虐待」であり、全体の91%を占めている。

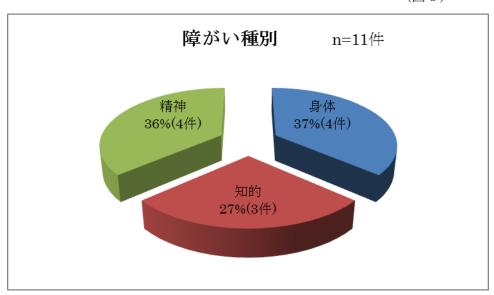
さらに図4では、虐待をしている養護者の 内訳を示したが、①「夫」②「母親」③「父」 「両親」の順となっている。



(4)被虐待者の障がい種別の実績

虐待を受けている障がい者の障がい種別ごとの割合は図5のとおりで、身体障がいのある方、精神障がいのある方がほぼ同割合となっている。

(図5)



(5) 障がい者虐待の発生要因

相談・通報・届出のあった事案が障がい者虐待に結びついた要因等について整理すると、概ね下記のとおり分類ができる。

養護者による虐待	・養護者の介護疲れやストレス
	・介護者の高齢化など介護能力の限界
	・障害特性に対する理解不足
	・家族関係の不和、経済事情
	・個人の資質、特性
従事者による虐待	・障害特性の理解不足
	・個人の資質、特性
使用者による虐待	・個人の資質、特性

さらにこれらの要因には、福祉サービスなどの社会資源が少ないこと、地縁関係の希 薄化や障害に対する理解不足、家族等による障がい者の囲い込みからの社会的孤立など、 さまざまな問題が絡み合っていることが推測される。

3 主な対応事例等(非公開部分)

4 今後の課題

(1) 虐待を受けた障がい者の一時保護

虐待を受けている障がい者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくこと により重大な結果を招く恐れが予測される場合には、当該障がい者の保護・分離(保 護・分離の手段は下記のとおり)が必要となるが、一時保護のための「居室の確保」 体制が整備されてない。

①契約による障害福祉サービスの利用

②やむを得ない事由による措置 ③医療機関への一時入院

⇒ 現在、居室スペースの確保と障がい者の処遇に当たっての施設利用に関する協定 締結に向けた協議と公設施設における居室確保のための改修を行っている。

(2) 虐待防止マニュアルの作成

厚生労働省から示されている「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」 をもとに今年度中に作成する。

(3) 虐待対応事例の評価

緊急的・集中的な対応により落ち着いた事例については、定期的な訪問の継続や支 援機関からの聞き取りにより障がい者や養護者等の情報把握を行い、一定期間のフォ ローアップ終了後、虐待事例として終結に向けた対応を行う必要がある。

虐待終結事例について、対応上の問題点等を検証する「場」がないことから、今後 は、弁護士や社会福祉士等の専門家による事後評価会議等を開催し、障がい者虐待防 止対策についての課題を明らかにし、適切に対応する体制を構築したい。